

「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査」指針（案）へのご意見について

本会は、平成24年12月15日付けにて「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査」指針（案）を作成、公表し、本指針（案）について国民の皆様からパブリックコメントとしてご意見を募集いたしました。

219件の貴重なご意見を頂戴しましたことに、心より御礼申し上げます。

お寄せいただいたご意見につきましては、平成25年2月4日開催の検討委員会において、指針策定の参考とさせていただきます。

母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査、および指針（案）をどのように見るか、という観点から、お寄せいただいたパブリックコメントを大きく分類いたしましたところ、次のような結果となりました。

- ① 本検査には制限や条件を設けるべきではない・・・60
- ② 本検査に制限は必要だが、本指針（案）よりも条件を緩和するべきである・・・22
- ③ 本指針（案）は概ね適切である（細部の修正を要する意見を含む）・・・35
- ④ 本検査に制限は必要であり、本指針（案）よりも厳しい要件とするべきである・・・17
- ⑤ 本検査の実施には反対である、または本検査は禁止すべきである・・・51
- ⑥ 本検査の是非や、本指針の適否には直接言及しない意見・・・34

（⑥の中には、ダウン症候群に対する社会の理解や支援こそが必要、や、一学会が指針を出すのではなく国民的な議論が必要、という意見が多くみられます）

このように、お寄せいただいたご意見は多岐にわたり、すべてのご意見を等しく反映させることは不可能でございます。

お寄せいただいたパブリックコメントを参考とした指針（案）からの修正点を、以下に説明いたします。

1. 性染色体数的異常について母体血を用いて出生前遺伝学的検査を行うことも既に可能となっておりますが、今回の検討対象とはしていません。性染色体数的異常についての検査にも言及し、この点については今後の検討事項であることを明記しました。
2. 母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査の問題点について、問題点が生じる理由が、医療者側の姿勢によるものであることがわかるような記載としました。
3. 従来の母体血清マーカーに比して、本検査には一定の利点があることも事実ですが、その点について述べた部分で、陰性的中率の高さに、より具体的に言及しました。
4. 検査を行う施設の要件のうち、医師の要件が産婦人科医と小児科医の有資格者の在籍という、単なる人数の要件に留まらないよう、求められる理想的な医師像を示す文言としました。

5. 対象となる妊婦の要件の記述を、重要なものの順に記載しました。また、高年妊婦についての具体的な年齢の表示を削除しました。
6. 遺伝カウンセリングの後で本検査を受けない選択を行った妊婦に対しても、その後において遺伝カウンセリングの求めに応じることを要件としました。
7. 本検査を受けた後の妊娠管理、分娩が他の施設で行われる場合でも、本検査実施施設の医師らが妊娠管理・分娩担当施設の医師と連携して妊婦の相談に応じることを記載することにより、本検査実施施設以外での妊娠管理・分娩が可能であることを明確にしました。
8. 本検査を受けた妊婦の妊娠終了後においても、遺伝カウンセリングの求めに応じることを要件としました。
9. 本検査について医師が妊婦に積極的に知らせる必要はないものの、尋ねられれば本検査に関する情報を伝えるべきであることを明記しました。
10. その他、寄せられたご意見を元に、細部にわたり修正いたしました。

ご意見をお寄せいただいた皆様には心より御礼申し上げます。また個別の回答はいたしません、ご了解くださいますようお願い申し上げます。

平成 25 年 3 月 9 日

公益社団法人 日本産科婦人科学会
理事長 小西 郁生
倫理委員会委員長 落合 和徳
母体血を用いた出生前遺伝学的検査に関する検討委員会
委員長 久具 宏司